

## 高野町 飲食・宿泊・サービス業等支援金 給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている町内中小企業者（中小企業又は個人事業主）の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、和歌山県飲食・宿泊・サービス業等支援金（以下「県支援金」という。）の給付を受けた事業者に対し、高野町飲食・宿泊・サービス業等支援金（以下「支援金」という。）を給付することを目的とし、その給付に関しては「高野町補助金交付規則（平成8年2月19日 規則第13号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (給付の対象)

第2条 町長は、県支援金の給付を受けた高野町内で経営を行う事業者に対し、別に定める基準に基づき予算の範囲内において支援金を給付するものとする。

### (不給付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を給付しない。

- (1) 既に本支援金の給付を受けた者
- (2) 高野町暴力団排除条例（平成23年高野町条例第10号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前各号に掲げる者の他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が認める者

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は別表1の通りとする

### (給付申請書兼請求書の提出)

第5条 給付申請書兼請求書の様式は、別記第1号様式によるものとし、事業者は、県支援金の給付が決定した後に、別表2の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (給付申請の期間)

第6条 給付申請の期間は、令和4年2月末日までとする。

### (給付の決定および交付)

第7条 町長は、第5条の給付申請書兼請求書を審査のうえ、適当と認めるときは給付を決定し、速やかに指定された振込先口座に振り込みしなければならない。

2 規則第7条における申請者への通知は支援金の給付をもって代える。

### (給付条件)

第8条 規則第6条の規定により支援金の給付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給付対象者は支援金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を支援金の給付を受けた年度終了後5年間保管すること。

- (2) 給付対象者が、県支援金を返還する事態となった場合は、速やかにその旨を町長に通知し、その全部又は一部を返還しなければならない。
- (3) 給付対象者は、町長から別途指示があった場合は、第1号に掲げる書類のほか、支援金の給付後においても、支援金の使途、事業の実施状況その他支援金に関する資料を備えおくとともに、町長から提出の求めがあったときはこれに応じること。
- (4) 給付対象者は、町長より本支援金事業に関する意見聴取があったときはこれに応じること。

(支援金の実績報告、額の確定及び請求)

第9条 支援金の実績報告、額の確定および請求については、規則第13条、規則第14条、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第5条の規定によるこの支援金の給付申請書兼請求書の提出により当該実績報告があったものとみなし、申請額をもって額の確定がなされることを前提に、同額の請求が行われたものとする。

2 規則第14条における事業者への額の確定の通知は支援金の給付をもって代える。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

別表1 (第4条関係)

| 事業者数   | 支援金の額    |
|--------|----------|
| 0人～5人  | 60,000円  |
| 6人～20人 | 120,000円 |
| 21人以上  | 180,000円 |

別表2 (第5条関係)

提出が必要な関係書類

- ・ 県の飲食・宿泊・サービス業等支援金の振り込み完了のお知らせ (写し)
- ・ 宣誓書 (別記第2号様式)
- ・ 振込先の通帳 (写し)